

第4章 遺跡及び史跡の概要

1. 遺跡の概要
2. 発掘調査の経緯
3. 指定の経緯
4. 指定地域の状況
 - (1) 指定内容
 - (2) 指定地の状況
 - ①土地所有
 - ②土地利用
 - ③各種規制
 - ④史跡範囲内の動植物の生態
 - イ. 植物
 - ロ. 鳥獣類
 - ⑤佐敷城跡の地形・地質状況
 - ⑥各種開発計画等

第4章 遺跡及び史跡の概要

1. 遺跡の概要

史跡佐敷城跡は、熊本県葦北郡芦北町大字佐敷及び花岡に所在する近世の城館跡で、標高 84.5m の城山と呼ばれる丘陵上及び麓一帯が城跡である。

佐敷地域は、古代より肥後国南部の海陸交通の重要拠点であった。

城山は、九州山地方面から延びる丘陵末端部にあたり、東方向から流れてきた佐敷川は城山北側で大きく屈曲し佐敷湾に注ぐ。城山西側の芦北地区は、18 世紀後半の干拓で誕生した土地で、干拓以前は佐敷湾の一部であった。佐敷城が存在した 16 世紀後半から 17 世紀前半当時、城山は佐敷湾に突き出た半島状の丘陵であったと考えられる。

佐敷城の名が初めて文献で確認されるのは、至徳 2 年（1385）2 月 4 日付渋谷重頼軍忠書にある「楯籠佐敷之城」で、『八代日記』享禄 2 年（1529）7 月 6 日条には「舟橋方依忠義佐敷落城」とある。これらの資料に登場する佐敷城の実態は不明であるが、史跡佐敷城跡周辺には 2 つの中世城郭が存在する。このうち、佐敷川を東西に挟んで史跡佐敷城跡と向かい合う山稜上にある佐敷東の城（町史跡）は、規模や現存する遺構などから、戦国時代に肥後南部 3 郡を支配した相良氏の葦北郡支配の拠点城郭と考えられる。

近世の佐敷城は、天正 16 年（1588）に加藤清正が肥後半国の領主として入封後、飛び領であった葦北郡北部支配のために築城されたと考えられ、文禄元年（1592）に島津家家臣梅北国兼に一時占拠されている（梅北の乱）。この事件を記した『井上弥一郎梅北一揆始末覚』には、「本丸」「追手之門」「座敷一間」等、当時の佐敷城の構造が記されている。

慶長 5 年（1600）、関ヶ原の戦いの際に島津軍の攻撃を受けた後、慶長 12（1607）年に水俣城とともに整備改修されるが、元和元年（1615）の一国一城令により、佐敷城は関ノ城（鷹ノ原城）・内牧城とともに廃城となった。

天草・島原の乱後、寛永 15 年（1638）に江戸幕府は九州の諸大名に古城の調査と破却を命じており、同年 6 月 7 日付けの松平信綱宛て細川忠利書状では以下のように記されている（『部分御旧記 城郭部』）。

「我等国之内石垣之有所ハ無御座候て、然共佐敷・みな俣と申両所、古肥後守時城御座候を割申候つる、堀も埋申石垣は勿論崩候へとも、端々ニ石之見へ申候所少ハ御座候、不入所にて御座候へとも、それも石をのけさせ申候…」と、佐敷城と水俣城について前領主の加藤氏の破城が不十分であったため、改めて石垣を取り除いたことを報告している。

その後、山上には宝暦 10 年（1760）に山王権現が祀られ、明治 36 年（1903）には山裾に曹洞宗寺院である二尊寺が建立され、その奥の院として二の丸に大師堂が建てられるなど、佐敷城跡は霊場化された。また、大正年間には住民の手で桜が植樹されるなど、史跡佐敷城跡は佐敷地区のシンボリックな存在である。

戦時中、城山山上の本丸には防空監視哨が建てられ、周辺には高射砲部隊が配置された。

戦後は食料増産のため、北出丸等の一部がカライモ畑やミカン園として利用された。

昭和 48 年（1973）には、南出丸を造成し、城山配水池の貯水タンクが建設された。昭和 53 年（1978）に、都市公園城山公園として整備された際に実施された発掘調査により、本丸周辺に石垣が存在することが確認され、昭和 55 年 7 月 1 日付けで芦北町指定文化財に指定された。

その後、第 1 章第 1 項で記述した経緯を経て、平成 5 年度から平成 13 年度まで年次計画に従い継続的に発掘調査を実施した。

全 9 次にわたる発掘調査の結果、城山山上及び山裾から石垣等の遺構が確認された。

山上に階段状に配置された本丸、二の丸、三の丸は総石垣造りで堅固に築かれる一方、派生尾根上に置かれた出丸部分は自然地形を利用し、築かれている。

縄張りは、城下町と薩摩街道が通る東側を大手（正面）とし、大手方面には視覚的に威圧するように高石垣が階段状に連続して築かれ、また枡形虎口を備えた 3 つの城門が連続するなど、厳重な防御が施されている。

石垣は、石材や積み方の違いなどからⅠ～Ⅲ期に分けられる。Ⅰ期は、築城時の石垣で、矢穴痕が無く大きさも不揃いの石灰岩やチャートを用いているのが特徴である。Ⅱ期の石垣は、石灰岩、チャートのほかにデイサイトの粗割石を用い、一部に厚み 20 cm 前後の薄い石材を用いた鏡積みが見られる。Ⅲ期の石垣は、デイサイトの割石を用い、石材の大きさにも統一性が見られる。積み方は目地が通った布目積み及び布目崩し積みで、隅角部は完成された算木積みになっている。

表 4-1 佐敷城跡石垣編年表

推定年代	石 材			隅角部	築石	合 端	勾 配	反 り	時代の根拠
	形状	大きさ	石質						
Ⅰ期 天正 ～文禄	野面石 ＋雑割石	不揃い	結晶質石灰岩 チャート	不明	野面積み	二 番	緩 い	直 線	梅北一揆
Ⅱ期 文禄 ～慶長	野面石 ＋雑割石	多少、 不揃い	結晶質石灰岩 チャート 角閃石 デイサ イト	非算木 加工なし (布目崩し)	打込はぎ 鏡積み	二 番	緩 い	直 線	李朝系の瓦
Ⅲ期 慶長 ～元和	割石 ノミによる 調整痕	規格化の 意識あり	角閃石 デイサ イト	算木 加工あり (布目状)	打込はぎ	一 番	やや急	多少反り	慶長肥後国 絵図



図4-1 佐敷城跡石垣の時代区分図

石垣石材を算出した石切り場の特定までは至っていないが、岩層の分布状況から石灰岩やチャートは佐敷地域周辺、安山岩は津奈木・水俣地域周辺から採掘されたと考えられる。

本丸南側や二の丸南側、東側下段石垣付近などではⅠ期、Ⅱ期石垣を埋め殺して、その外側にⅢ期石垣を築き、曲輪や通路を拡張したことが発掘調査により判明している。改築の時期はⅡ期及びⅢ期石垣に伴って出土した瓦片により、Ⅱ期石垣は16世紀の朝鮮出兵頃、Ⅲ期石垣は慶長12年頃と特定することができる。

二の丸では、広さ3.5m四方、深さ4mの掘り込みを検出し、内部から大量の瓦とともに16世紀後半の輸入陶磁器、刀の柄頭、扉金具（肘壺）が出土した。また、掘り込み内壁面と床面の間からはピットや溝跡が確認されている。この遺構は人吉城跡で検出された石造地下室遺構とは異なり、素掘り板壁構造の倉庫があった可能性がある。

城破りの実態を窺い知る痕跡も、発掘調査によりいくつか確認されている。

例えば石垣では、隅角部に最も顕著な破壊の痕跡が見られ、特に出隅部分では角石のほとんどが除去されている。隅角部以外の部分では、直線的に石垣が延長する面では上部が平均的に崩されており、肥前名護屋城（佐賀県）で見られる鋸歯状破壊の痕跡は見られない。通路及び城門部分は、崩した石垣の石材と裏込めの石で完全に覆い隠され、特に城門部分の石段は踏石が途中で取り外されており、通路として使用不可能な状態であった。追手門では、天下泰平国土安穩銘鬼瓦が瓦溜り最下層から完全な状態で出土し、屋根から外した後に丁寧に据え置かれたことが判明した。この鬼瓦手前の石段は、踏石一個のみが外されており、廃城時に何らかの儀礼があった可能性を示す様相として注目される。なお、本丸西北部通路出土の桐紋入鬼瓦も同様な状況で出土している。

本丸西側の土壌からは、大量の土器、魚骨、貝殻が出土した。佐敷城跡とほぼ同時期に破却された下津井城跡（岡山県）でも類似の出土事例があり、廃城儀礼の痕跡と考えられる。

大規模な城破りは、元和・寛永の2回にわたって行われ、元和期（加藤氏時代）の破城が不徹底なものであったことが、前述の細川忠利文書及び寛永通宝の出土により確認された。この寛永通宝は、寛永13年（1636）以降に鑄造された「古寛永」で、これにより寛永15年（1638）に細川氏によって再度の破城が行われ徹底的に破壊されたことが判明した。肥後北端の鷹ノ原城でも古寛永が出土しており、肥後国内の破城の推移を示すものとして注目されている。

出土遺物のほとんどは瓦片で、特徴として鬼瓦（飾り瓦）の種類が多いことが挙げられる。特に、『天下泰平国土安穩』銘鬼瓦は当時の精神性を表すものと考えられ、また、桐紋入鬼瓦の出土は、佐敷城築造に豊臣政権の意向が反映されたことを示すものと考えられる。

Ⅲ期石垣に伴って出土した『慶長十二年』『八月吉日杉谷』銘入軒平瓦は佐敷城の改築年代を示す貴重な資料で、関ヶ原合戦以降も軍事的緊張が続いていたことを示している。このほか、滴水瓦や布目・タタキ痕を持つ朝鮮半島系瓦がⅡ期石垣に沿って出土している。これらのなかには、壬午という文字が連続してスタンプされた瓦があり、朝鮮出兵時に瓦

そのものを持ち帰った可能性を示すと考えられる。また、日本的な文様を持つ瓦（桔梗紋入滴水瓦、14～20 葉三巴紋入軒丸瓦など）も出土しており、これらは朝鮮人瓦工との関係性を窺わせる。

史跡佐敷城跡は、石垣築造技術の進歩や一国一城令による城破りの実態、当時の社会情勢の動向を示す遺物の出土等、近世初頭の城郭の役割を考える上で重要な遺跡である。

表 4-2 佐敷城跡関連年表（1/2）

年号（西暦）	出来事
天正 15 (1587)	5/28 豊臣秀吉が佐敷から北政所宛に手紙を書く。
天正 16 (1588)	5/15 加藤清正が肥後半国の領主となる。
～	この頃、佐敷城が築城される。・・・Ⅰ期石垣
天正 20 (1592)	3 月頃、佐敷城代加藤重次が朝鮮半島に渡る。
文禄元 (1592)	【梅北の乱】6/15 島津家家臣・梅北国兼が佐敷城を乗っ取る。 6/17 梅北、留守居の加藤家家臣に討ち取られる（2 週間以上、占拠したとの説もある。）
慶長 2 (1597)	加藤重次、再度兵を率いて朝鮮半島に渡り、蔚山城で籠城戦を経験する。
～	この頃、改築が行われる（朝鮮半島系瓦の出土）。・・・Ⅱ期石垣
慶長 5 (1600)	9/18 関ヶ原の戦いに伴い、島津軍の攻撃を受ける。 9/27～10/6 島津軍、田浦村の百姓等 220 人及び牛馬 42 頭を薩摩に連れ去る。
慶長 12 (1607)	2 回目の改築が行われる（慶長十二年銘軒平瓦の出土）。・・・Ⅲ期石垣
慶長 16 (1611)	6/24 加藤清正、病死する。
慶長 17 (1612)	加藤清正追善供養のため、加藤重次が佐敷に実照寺を建立する。この時に加藤清正移墓を設ける？『肥後国誌』『花岡城迹山中北ノ方ニアリ』
慶長 18 (1613)	加藤重次が死去し、加藤清正移墓と同所に墓が建立される。
慶長 20 (1615) 元和元 (1615)	11/29 一国一城令により、鷹ノ原城・内牧城とともに破却される。
寛永 9 (1632)	加藤忠広が改易され、細川忠利が肥後藩主となる。 この後、実照寺退転する。
寛永 15 (1638)	天草・島原の乱後に、水俣城とともに破却を受ける。 ※ 6/7 付け 細川忠利、松平信綱宛書状 「佐敷・みな俣と申所（中略）端々ニ石之見へ申候所少ハ御座候（中略）石をのけさせ申候」
正保元 (1644)	国境警備のため佐敷御番が設置され、初代番代に坂崎清左衛門が任命される。佐敷御茶屋（『肥後国誌』『番代此内ニ住居ス』・御蔵が城山東側山裾に建てられる？

表 4-2 佐敷城跡関連年表（2/2）

年号（西暦）	出来事
正保 4（1647）	佐敷洪水により、佐敷城の石垣を佐敷川堤防造成に使用する。
寛文 5（1665）	実照寺、佐敷村小村の井上村に再興する。
宝暦 10（1760）	9／14 本丸に山王三所大権現石碑が建立される（平成 9 年に本丸外へ移設）。
宝暦 13（1763） ～天明 8（1788）	城山西側山裾の杉谷村、樺島村一帯で干拓新地が開かれる。
寛政 12（1800）	佐敷番代小笠原多宮の請願により、啓微堂・偉集場設置される。
明治 3（1870）	10／20 佐敷御番が廃止される。
明治 8（1875）	佐敷御茶屋跡に公立佐敷小学校開校（明治 9 または 11 年に校舎焼失、明治 20 年に佐敷尋常小学校に機構改革）。
明治 26（1893）	城山東側山腹に細川侯頌徳碑（故従二位侯爵細川護久殿頌徳碑）建立される。
明治 28（1895）	佐敷尋常小学校跡に葦北郡役所が設置され（大正 15 年廃庁）、その後、葦北実科高等女学校、佐敷町役場、熊本県芦北事務所、佐敷幼稚園に利用される。
明治 36（1903）	城山東側山裾に二尊寺が建立される。
明治 37（1904）	3／24 南出丸に清正公祠が建立される。
大正 10（1921）	有志により城山一帯に山桜が植樹される。
大正 12（1923）	城山北側の実照寺跡に日露戦争戦死者の忠魂碑が建立される。
昭和 20（1945）	城山本丸に防空監視哨が設置され、北出丸尾根筋に西部第 16 部隊機銃隊が配備される。7～8 月にかけて、佐敷町に 4 回の空襲。
昭和 25（1950）	実照寺跡に町営住宅 3 棟建設される（昭和 58 年に解体）。
昭和 35（1960）	城山一帯が公園化される。
昭和 48（1973）	南出丸に城山配水池が設置される（平成 25 年度に解体予定）。
昭和 52（1977）	城山東側山裾に芦北町社会教育センターが建設される。
昭和 54（1979）	城山公園整備に伴い発掘調査が行われ、本丸から石垣出土。
平成元（1989）	7 月の集中豪雨により東側斜面（東側下段通路含む）で地滑り発生。
平成 5（1993）	城山整備計画に伴い発掘調査が開始。
平成 8（1996）	城門跡から天下泰平銘鬼瓦出土。
平成 9（1997）	本丸通路から桐紋入鬼瓦出土。石垣整備工事開始（～平成 11 年 3 月）。
平成 10（1998）	3／10 佐敷城跡が熊本県史跡に、天下泰平銘鬼瓦及び桐紋入鬼瓦が熊本県重要文化財に指定される。町道改良工事で北出丸先の尾根筋が切断される。
平成 13（2001）	発掘調査が終了する。
平成 16（2004）	発掘調査を総括した報告書刊行。
平成 20（2008）	3／28 国史跡として官報告示される。

2. 発掘調査の経緯

史跡佐敷城跡に係る発掘調査の経緯は表 4-3 史跡佐敷城跡発掘調査年表のとおりである。調査主体は、全て芦北町教育委員会である。

発掘調査に至る経緯は、以下の表のとおりである。

表 4-3 史跡佐敷城跡発掘調査年表

調 査	対象地	調 査 成 果	調査報告書ほか
第1次 (昭和54年) 調査主体 芦北町教育委員会	本丸周辺での石垣露出	①本丸の北、南、東側一帯で石垣を露出し、二種類の石垣確認。 ②瓦片、寛永通宝が出土。	『芦北町文化財調査報告第2集 佐敷城跡』
第2次 (平成5～6年) 調査主体 芦北町教育委員会	本丸一帯	①本丸西側及び北側石垣が出土し、本丸の範囲が確定する。 ②本丸周辺の石垣沿いから大量の瓦片が出土。本丸に瓦葺建造物が存在したことが判明する。	『調査概報 佐敷花岡城跡Ⅰ』 『芦北町文化財調査報告第2集 佐敷城跡』
第3次 (平成7年) 調査主体 芦北町教育委員会	本丸及び東側通路 二の丸東門 追手門	①本丸、二の丸から追手門へ通じる東側（大手側）の縄張りが判明。 ②追手門から天下泰平国土安穩銘鬼瓦が出土。	『調査概報 佐敷花岡城跡Ⅱ』 『芦北町文化財調査報告第2集 佐敷城跡』
第4次 (平成8年) 調査主体 芦北町教育委員会	三の丸 本丸北西部周辺	①三の丸周辺で古い石垣を切ったり、埋め殺して改築したことが分かる。 ②本丸、二の丸から本丸西北部へ通じる西側（搦手側）の縄張りが判明。 ③二の丸東門下通路で、破城の際に崩されたグリ石中から寛永通宝が出土。 ④本丸西北通路で桐紋入鬼瓦及び龍文様棟板瓦、三の丸から滴水瓦と轆が出土する	『調査概報 佐敷花岡城跡Ⅲ』 『芦北町文化財調査報告第2集 佐敷城跡』
第5次 (平成9年) 調査主体 芦北町教育委員会	(発掘調査) 登城口推定地Ⅰ（東側麓） 南西部堀切発掘調査	①登城口推定地Ⅰから、山裾沿いにⅠ期相当の石垣及び溝跡出土。 ②南西部堀切推定地で断面U字型の堀切跡が確認され、尾根筋を切って城域をコンパクトにしていたことが判明。	『調査概報 佐敷花岡城跡Ⅳ』 『芦北町文化財調査報告第2集 佐敷城跡』
第6次 (平成10年) 調査主体 芦北町教育委員会	(発掘調査) 二の丸北側 登城口推定地（東側麓） 城下町西南隅発掘調査	①登城口推定地Ⅰで時期の異なる石垣（Ⅱ、Ⅲ期）が出土し、東側麓一帯が嚴重に防御されていたことが判明。 ②二の丸北側で本丸建造物の瓦片が出土。 ③二の丸中央部で人為的に埋められた円形土坑を確認。	『調査概報 佐敷花岡城跡Ⅴ』 『芦北町文化財調査報告第2集 佐敷城跡』
第7次 (平成11年) 調査主体 芦北町教育委員会	(発掘調査) 二の丸南側 北出丸A区	①二の丸円形土坑の調査を行い、広さ3.5m四方、深さ4mの地下室遺構であることが判明する。本丸南側石垣を崩して埋められており、瓦片や門金具が出土。 ②北出丸A区で、本丸と北出丸を結ぶ通路と石垣が確認される。	『調査概報 佐敷花岡城跡Ⅵ』 『芦北町文化財調査報告第2集 佐敷城跡』
第8次 (平成12年) 調査主体 芦北町教育委員会	(発掘調査) 北出丸（A、B区） 北西部堀切 登城口推定地査	①北出丸B区でピット群が出土。石垣、瓦片の出土はなく、北出丸では本丸に近い部分のみに石垣が限定されていたことを確認。 ②北西部堀切推定地では人為的な堀切跡は確認されず、自然地形を利用していた可能性がある。	『調査概報 佐敷花岡城跡Ⅶ』 『芦北町文化財調査報告第2集 佐敷城跡』
第9次 (平成13年) 調査主体 芦北町教育委員会	(発掘調査) 北出丸A区東側 北側境界推定地	①北出丸東側から本丸へ続く通路を調査し、石垣及び石段を確認。 ②北側境界推定地では、佐敷城跡の時代にさかのぼる遺構、遺物は確認できなかった。	『調査概報 佐敷花岡城跡Ⅷ』 『芦北町文化財調査報告第2集 佐敷城跡』

3. 指定の経緯

史跡佐敷城跡は、昭和55年7月1日付けで芦北町指定文化財に指定され、その後の

発掘調査による成果を受け、平成 10 年 3 月 11 日付けで熊本県指定史跡に指定されている。

その後、芦北町では、平成 19 年 2 月より文化庁及び熊本県教育庁文化課の指導を受けながら国史跡指定申請の準備に入り、平成 19 年 7 月 18 日付け芦生第 361 号で史跡指定に係る意見具申を文部科学大臣宛に提出をした。国の文化審議会は、平成 19 年 11 月 16 日付けで文部科学大臣に答申を行い、これを受け平成 20 年 3 月 28 日付け官報号外第 66 号（文部科学省告示第 34 号）で、国の史跡に指定された。

※文部科学省告示第 34 号

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 109 条第 1 項の規定により、次の表に掲げる記念物を史跡に指定する。

平成 20 年 3 月 28 日

文部科学大臣 渡海紀三朗

名 称	所 在 地	地 域
佐敷城跡	熊本県葦北郡芦北町 大字佐敷字中丁 同 大字佐敷字上町 同 大字佐敷字下町 同 大字花岡字杉村	49 番 1、49 番 2、49 番 3、50 番 187 番 194 番 1、194 番 2、194 番 3、195 番 2、196 番 199 番、200 番、201 番 1 1716 番のうち実測 302.52 m²、1717 番 1 のうち実測 1,093.67 m²、1717 番 3、1717 番 4 のうち実測 1216.15 m²、1717 番 5 のうち実測 81.64 m²、1727 番 1 のうち実測 234.17 m²、1729 番 1 のうち実測 247.81 m²、1729 番 3 のうち実測 656.58 m²、1731 番 1、1731 番 2、1731 番 3 熊本県葦北郡芦北町大字佐敷字下町 194 番 1 に囲まれた道路敷、土地と同字下町 193 番と同字下町 208 番 3 と水路に挟まれる道路敷、同字下町 201 番 1 と同字下町 201 番 3 に挟まれる道路敷を含む。 備考 一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を熊本県教育委員会及び芦北町教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

4. 指定地域の状況

(1) 指定内容

[名 称] 佐敷城跡

[指定日] 平成 20 年 3 月 28 日（文部科学省告示第 34 号）

[基 準] 特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（昭和 26 年文化財保護委員会告示第 2 号）史跡の部二による

[所在地] 熊本県葦北郡芦北町大字佐敷、花岡

[指定地] 熊本県葦北郡芦北町大字佐敷字中丁 49 番 1 ほか

[面 積] 83,490.54 m²

[説 明]

佐敷城跡は、織豊期から近世初頭にかけて、肥後国の大名加藤清正が肥薩国境防備のために築いた城跡である。城跡は九州山地から延びる丘陵末端部の通称城山と呼ぶ標高 84.5m の丘陵上および麓一帯に立地し、東から流れてきた佐敷川が城山北側に沿って屈曲して佐敷湾に注ぐ。城山は後代の干拓のため今は内陸に所在するが、当時は佐敷湾に突き出た半島状の丘陵であったらしい。佐敷川を挟む城山の向かい側の丘陵には中世相良氏時代の佐敷城があったと考えられている。

佐敷城跡は、豊臣秀吉の九州平定に伴い天正 16 年（1588）に芦北を含む肥後半国 19 万石の領主となった加藤清正が、島津氏に備えるべく薩摩国境に近いこの地に「境目の城」として築城したものである。文禄元年（1592）の梅北一揆において、朝鮮出兵のため肥前名護屋に向かう島津家家臣梅北国兼により佐敷城が一時占拠された際の資料には、「本丸」「追手之門」「座敷一間」等、築城当時の佐敷城の様子をうかがえる記述が見える。慶長 5 年（1600）の関ヶ原の戦に際しても西軍島津氏の攻撃を受けた。戦後、清正は肥後一国 51 万石の領主となり、佐敷城は肥後国内の有力支城として整備されたが、元和元年（1615）の一国一城令により廃城された。加藤氏改易後の寛永 15 年（1638）、幕府は天草・島原の乱の後処理として、九州の各大名に古城の調査と破却を命じた。その際の細川忠利書状によれば、前領主加藤氏の破城が不十分であるため、改めて佐敷城の石垣を取り除いたとある。

芦北町教育委員会は、昭和 53 年に公園整備に伴い佐敷城跡の発掘調査を、平成 5～13 年度に史跡整備に伴う発掘調査を行った。城の縄張りは、本丸を中心に、その南に階段状に二の丸及び三の丸郭を構え、三方の尾根に出丸郭を設け、枡形虎口を備えた城門を三つ連続させ、城下町と薩摩街道が走る城山東側を大手としていた。本丸、二の丸、三の丸は総石垣造であり、大手側には高石垣を築造する。石垣は三期に区分され、築城時のⅠ期石垣は石灰岩やチャートを用い、矢穴痕はなく大きさも不揃いである。Ⅱ期の石垣は上記のほかに安山岩の粗割石を用い、一部には控えが 20 cm 前後の薄い石を用いた鏡積みが見られる。Ⅲ期石垣は安山岩

割石を用い、ほぼ均一の大きさで、目地の通った布目積みを施し、隅角部は完成された算木積みである。本丸南側や二の丸南側等ではⅠ・Ⅱ期石垣を埋めその外側にⅢ期石垣を築造し、曲輪や通路を拡張していた。Ⅱ期石垣は文禄・慶長の役ころ、Ⅲ期石垣は慶長12年ころと推定される。二の丸では素掘板壁構造と思われる地下倉庫跡も見つかった。遺物として、「天下泰平国土安穩」銘や桐紋入の鬼瓦、「慶長十二年」銘軒平瓦をはじめ多量の瓦が出土した。また、滴水瓦や布目、たたき痕をもつ朝鮮半島系瓦がⅡ期石垣に沿って出土し、これらの中には「壬午」文様の瓦があり、文禄・慶長の役時に持ち帰った瓦と推定されるほか、朝鮮人瓦工との関係も推定される日本的な文様を持つ瓦も出土した。

城破りの実態として、石垣隅角部等での破壊が見られ、通路や城門部分では崩した石垣の石材と栗石によって埋められ、石段の踏み石が途中で外される等の状況が確認できた。追手門では「天下泰平」銘鬼瓦が瓦溜最下層から丁寧に据えられた状態で出土したが、その手前の石段踏み石が一個外されており、廃城時の儀礼も想定される。二の丸東門下石垣の通路を埋めた栗石層から寛永13年以降に鑄造された寛永通宝（古寛永）が出土し、寛永時の細川氏による本格的な破城が推測されよう。

このように、佐敷城跡は、肥後の大名となった加藤清正が、南の島津氏に備えるべく薩摩・肥後国境防備のために築城したものであり、島津・加藤両氏の戦いの場となった。城郭遺構も良好に残存し、銘文入鬼瓦をはじめ注目される遺物が出土し、城破りの状況も注目される。近世初頭ころの政治・軍事を理解するうえで貴重な遺跡であることから、史跡に指定して保護を図ろうとするものである。

『月刊文化財 平成20年2月号』より引用

（２）指定地の状況

①土地所有

指定面積 83,490.54 m²の土地所有の内訳は下表のとおりである。

表 4-4 佐敷城跡土地所有内訳

所有者区分	所有者数	筆数	面積（m ² ）	比率
公有地	1	26	76,958.54	92.18%
民有地	9	5	6,532.00	7.82%
合計	10	31	83,490.54	100.00%

史跡佐敷城跡周辺の土地については、昭和30～40年代と平成6年から9年にかけて公有地化が進められており、現在、史跡に占める公有地の割合は92.18%である。

史跡指定地内の土地所有区分については、次の図に示すとおりである。

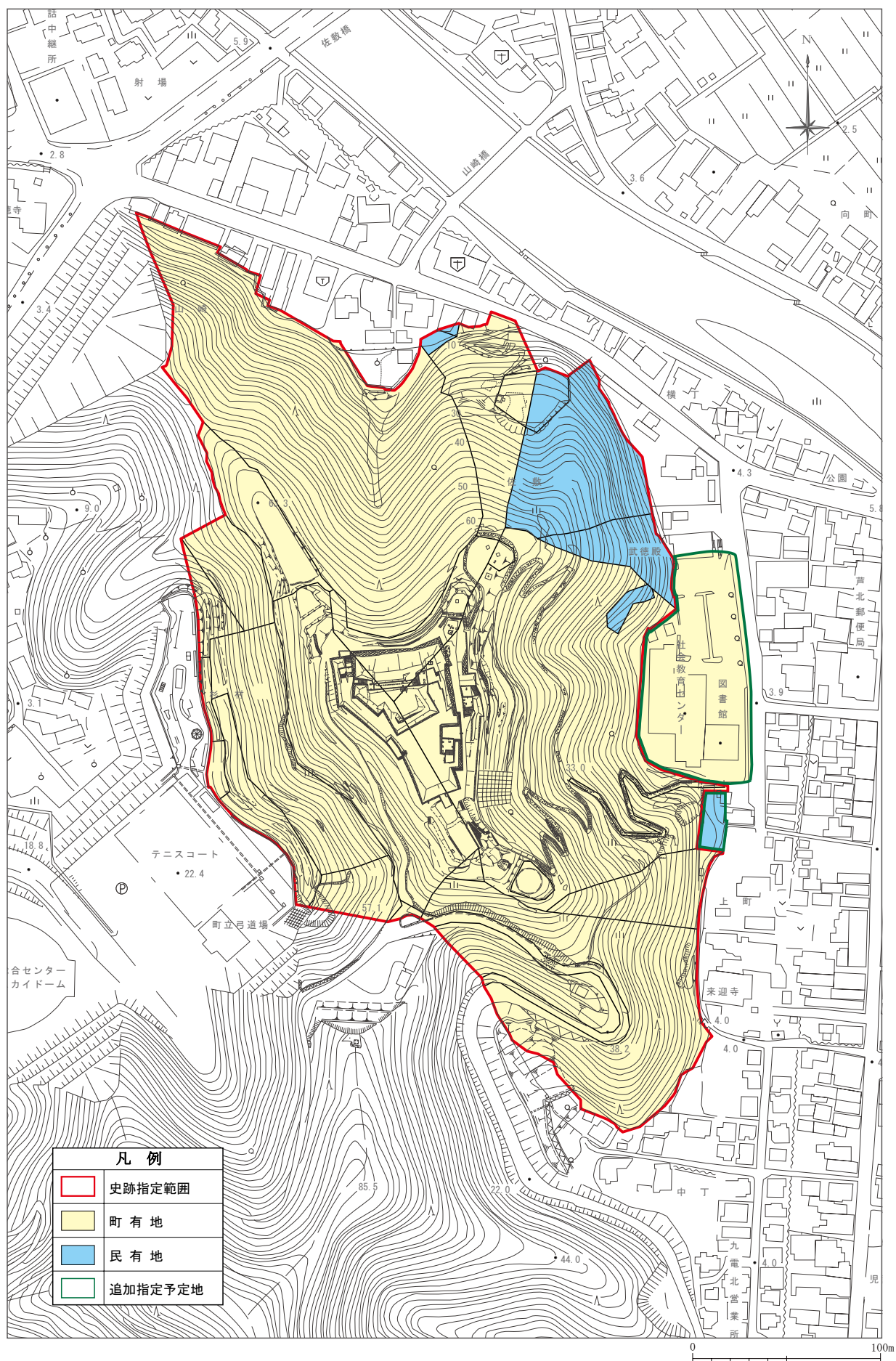


図4-3 佐敷城跡土地所有区分図

②土地利用

指定面積地内の地目別面積の内訳は、下表のとおりである

表 4-5 佐敷城跡地目別面積

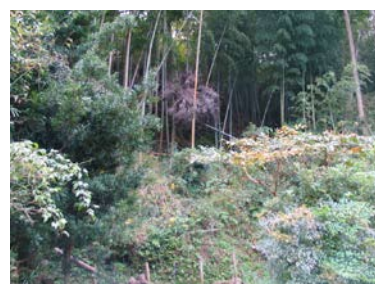
地目	筆数	面積 (㎡)	比率
山林	8	42,757.00	51.21%
公園	7	32,635.00	39.09%
畑	10	6,212.90	7.44%
公衆用道路	2	1,148.64	1.38%
里道	2	402.00	0.48%
水道用地	1	298.00	0.36%
雑種地	1	37.00	0.04%
合計	31	83,490.54	100.00%



山林



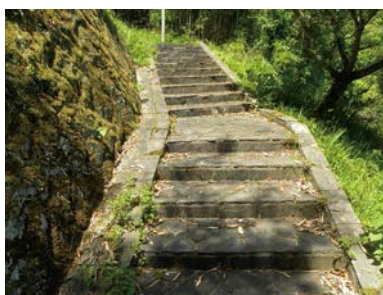
公園



畑



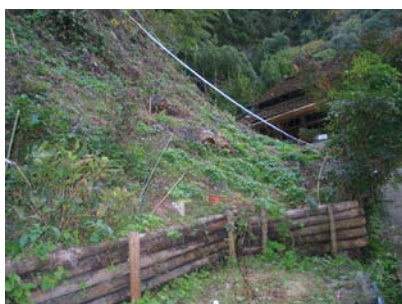
公衆用道路



里道



水道用地



雑種地

史跡指定地内の土地利用については、次の図に示すとおりである。

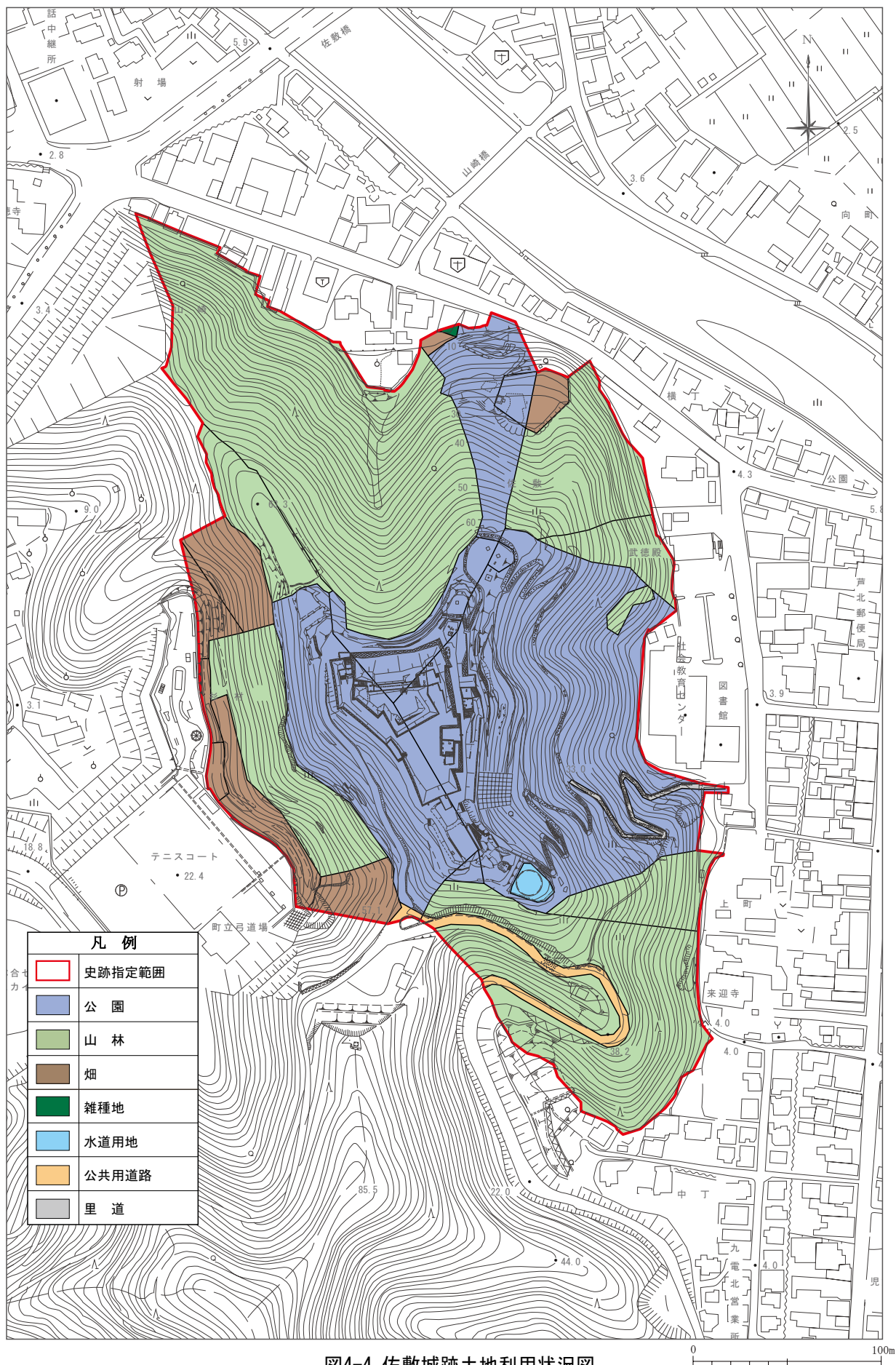


図4-4 佐敷城跡土地利用状況図

③各種規制

◆文化財保護法（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号）

同法は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的として定められた。

当町においても芦北町文化財保護条例（平成 17 年 1 月 1 日条例第 87 号）を定め、町指定文化財の保護管理を図っている。国史跡である佐敷城跡に関しては、上位法に基づき、史跡の保護管理を行っている。

◆都市公園法（昭和 31 年 4 月 20 日法律第 79 条）

同法は、都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的として定められた。

当町では、芦北町立公園条例（平成 17 年 1 月 1 日条例第 145 号）により、公園の設置及び管理に関する規制等を定めている。

なお、史跡佐敷城跡の指定範囲の 39.09%が公園用地となっており、日常的な保護管理は文化財部局が担当している。

◆建築基準法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号）

同法は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的に定められた。

同法第 22 条では、火災の発生を防止するために屋根の構造を不燃材料化すること、又は不燃材料で葺くことを義務付けた区域を定めている（法 22 条区域）。

史跡佐敷城跡の指定範囲においても、北側及び東側山裾の一部が区域として定められている。

◆急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年 7 月 1 日法律第 57 号）

同法は、急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊を防止するために必要な措置を講じ、もって民生の安定と国土の保全とに資することを目的に定められた。

同法第 3 条は、崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地を急傾斜地崩壊危険区域に指定することができるとしている。

史跡佐敷城跡の指定範囲内に急傾斜地崩壊危険区域は存在しないが、指定範囲の西側に隣接する 13,756 m²が昭和 54 年 4 月 24 日に指定されている。

なお北側と東側の広い部分が急傾斜地崩壊危険箇所となっており、これに沿うように山裾一帯が 25～75m の幅で帯状に斜面崩壊時の被害想定区域となっている。

◆道路法（昭和 27 年 6 月 10 日法律第 180 号）

同法は、道路網の整備を図るため、道路に関して、路線の指定及び認定、管理、構造、保全、費用の負担区分等に関する事項を定め、もって交通の発達に寄与し、公共の福祉を増進することを目的に定められた。

当町では、同法及び道路法施行令（昭和 27 年 12 月 4 日政令第 479 号）等の法令に定めのある道路の占用に関し必要な事項を、芦北町道路占用規則（平成 17 年 1 月 1 日規則第 106 号）で定めている。

史跡佐敷城跡の指定範囲内には、町道城山線（延長 248m）及び町道テレビ塔線（延長 1,948m）の一部があり、公衆用道路が指定面積の 1.38%を占める。

◆鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年 7 月 12 日法律第 88 号）

同法は、鳥獣の保護及び鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止し、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することを目的として定められた。

同法第 28 条では、鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、鳥獣保護区を指定することができるとしており、史跡佐敷城跡の指定範囲の全域が芦北鳥獣保護区（熊本県指定鳥獣保護区、面積 1,700ha、存続期間：平成 17 年 11 月 1 日～平成 27 年 10 月 31 日）に含まれている。

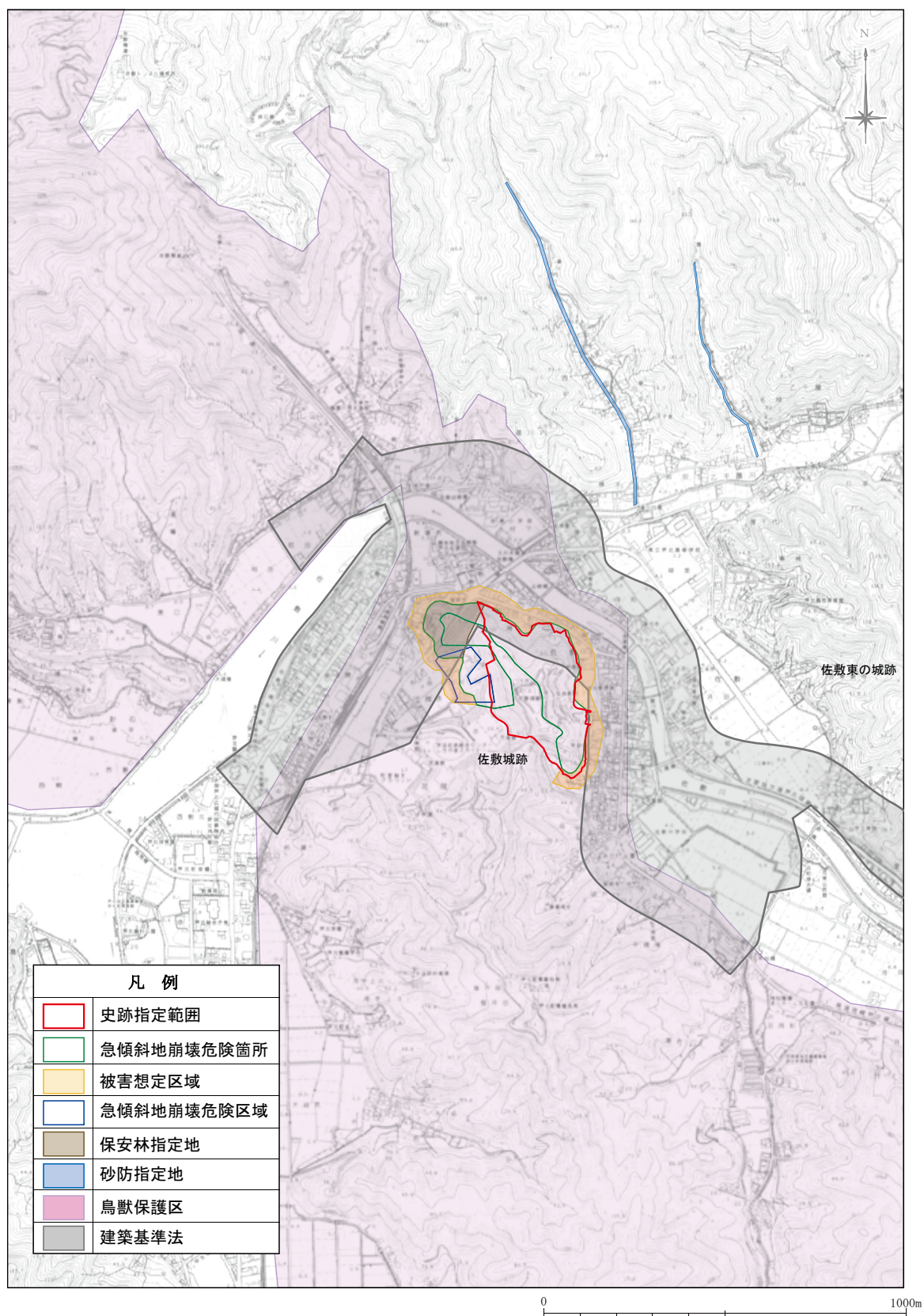


図4-5 佐敷城跡周辺法規制区分図

④史跡範囲内の動植物の生態

イ. 植物

1. 植物調査

佐敷城跡周辺の植生現況を把握するため、プロット調査（植生調査）、ライン調査を平成 24 年 5 月および 10 月に実施した。

2. 現存植生

九州地方の潜在自然植生は、植物社会学的に海拔 1,000m 以下でヤブツバキクラス域（常緑広葉樹林）、それ以上でブナクラス域（落葉広葉樹林）の 2 つの植生帯からなる森林相を呈し、ヤブツバキ域では、優占種により、タブ型森林、カシ型森林、シイ型森林に大きく分けられている。また、これらの森林は、気候・地形・土壌等の要因により、ミミズバイ-スダジイ群集、ムサシアブミ-タブノキ群集、イスノキ-ウラジロガシ群集などに区分されている。（「日本の植生」宮脇 昭、1977 年）。

本調査地は熊本県南部、海拔 5～80m、虎石山から野坂の浦、八代海に向かう斜面上に位置し、調査地東側には佐敷川が流れ、温暖な条件下にある。相観的には調査地北西側から北側にかけての急傾斜地には、アラカシ、スダジイ、コナラなどのブナ科樹木やクスノキ、ヤブニッケイ、シロダモ、カゴノキなどのクスノキ科、ヤマハゼ、モウソウチクなどの樹木で樹冠部が形成されている。また、北部から西部にかけての斜面は、イロハモミジ、ソメイヨシノ、スギ、ヒノキの植栽がなされている。



佐敷城跡北側斜面上に見られるアラカシ、スダジイ林

3. 調査区域内に見られる樹林、植生

樹林名	立地	出現植物
スギ、ヒノキ林	西向き斜面、葡行 土壌、湿度の保た れた環境	スギ、ヒノキ、テイカカズラ、イヌビワ、 フウトウカズラ、ヤブツバキ、ヒサカキ、 ムクノキ、クスノキ、ヤマハゼ、アセビ、 ムサシアブミ
ソメイヨシノ	西向き斜面、葡行 土壌の湿度の保 たれた環境	ソメイヨシノ、クヌギ、ヤマハゼ、クマ ノミズキ、ヤマグワ、アラカシ、ヒサカ キ、シロダモ、ナワシロイチゴ、ハクサ ンボク、ハウロクイチゴ
アラカシ、スダ ジイ林	東向き斜面、残積 土壌、尾根上のや や乾燥した環境	アラカシ、スダジイ、クスノキ、コナラ、 ヤマハゼ、シリブカガシ、カナメモチ、 ハマセンダン、シリブカガシ、ヤブツバ キ、ネズミモチ
イロハモミジ林	北側斜面、残積土 壌	イロハモミジ、シュロ、イヌビワ、ナン テン、オオカナワラビ、イヌマキ、ヤブ ニッケイ
シバ植栽地	尾根上のやや乾 燥した環境	シバ、チチコグサ、ヌカボ、ニワゼキシ ョウ、スズメノエンドウ、ヤハズソウ
モウソウチク林	東向き斜面、湿度 の保たれた環境	マダケ、イヌマキ、イヌビワ、アオツヅ ラフジ、ツルコウジ、フユイチゴ、サネ カズラ、キンミズヒキ、ジャノヒゲ、ナ ンテン、ツワブキ

植生調査地点１：ヒノキ、スギ植林地

本調査地は、佐敷城跡西部、葡行土壌上の傾斜 26 度、西向き斜面である。

高木層には、ヒノキ、スギが優占している。また、亜高木層、低木層には、イヌビワ、ヤブツバキ、ヒサカキなどの樹木が優占している。草本層では、フウトウカズラ、ホシダ、イヌビワ、イシカグマ、イワガネなどの樹木が確認された。

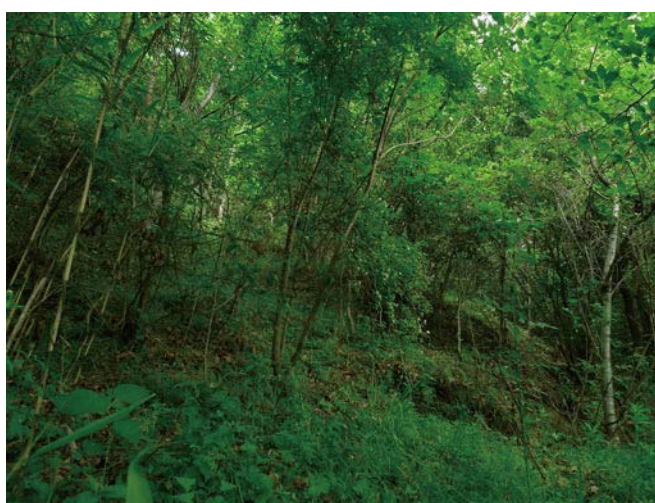


ヒノキ、スギ植林地内現況写真

植生調査地点２：ソメイヨシノ植栽地

本調査地は、佐敷城跡西部、葡行土壌上の傾斜 31 度、西向き斜面である。

高木層には、ソメイヨシノ、クヌギが優占している。また、亜高木層には、ヤマハゼ、クマノミズキ、ヤマグワなどが確認される。草本層ではチヂミザサが優占しているほか、スイカズラ、テイカカズラなどの植物が確認された。



ソメイヨシノ植栽地内現況写真

植生調査地点 3 : アラカシ、スダジイ林

本調査地は、佐敷城跡東部、残積土壌上の傾斜 42 度、東向き斜面である。

高木層、亜高木層には、アラカシ、スダジイ、ヤマハゼが優占している。低木層、草本層には、ヤブツバキ、アラカシ、シリブカガシ、クチナシなどの樹木が確認された。



アラカシ、スダジイ林内現況写真

植生調査地点 4 : イロハモミジ植栽地

本調査地は、佐敷城跡北部、残積土壌上の傾斜 38 度、北向き斜面である。

高木層、亜高木層には、イロハモミジが優占しているほか、シュロ、マメヅタなどの植物が見られる。草本層には、フウトウカズラ、ツルコウジ、イシカグマ、イワガネ、クリハランなどの植物が確認された。



イロハモミジ植栽地内現況写真

植生調査地点 5：シバ植栽地

本調査地は、佐敷城跡地に見られる踏みつけ群落である。

出現植物には、シバが優占しているほか、チチコグサ、ヌカボ、ニワゼキショウ、スズメノエンドウ、ヤハズソウ、ヒメジョオンなどの植物が確認された。



シバ植栽地現況写真

植生調査地点 6：モウソウチク林

本調査地は、佐敷城跡北部、葡行土壤上の傾斜 28 度、東向き斜面である。

高木層にはモウソウチク、イヌマキが優占している。亜高木層、低木層には、イヌビワ、メダケのほか、モウソウチクなどの植物が見られる。草本層には、ヒメヒオウギズイセン、イシカグマ、フジ、イワガネなどの植物が確認された。



モウソウチク林内現況写真

4. まとめ

佐敷城跡周辺の潜在自然植生は、海岸沿いの乾燥した立地には、ミミズバイ-スダジイ群集、内陸部の湿度の保たれた環境にはムサシアブミ-タブノキ群集が成立すると考えられる。現存では、アラカシ林にスダジイが点在している状況である。これは、最近まで城跡周辺の樹林は、薪炭材として利用されてきており、何度も切り払われることにより、萌芽力の弱い樹木が淘汰されて行き、萌芽力の強いアラカシなどの樹木が優占するような林分に推移してきたと考えられる。アラカシ林は、調査地でも見られるように安山岩が露出し、表土の薄い乾燥した比較的厳しい環境にも適応することから、本地域周辺の代表的な自然林、景観林となっている。

また、調査地南部の土壌は、斜面が比較的緩やかであることから葡行土壌が形成され、スギ、ヒノキの植林地、ソメイヨシノ等の植栽地として利用されている。また、下層植生には、ムサシアブミ-タブノキ群集の標徴種であるムサシアブミ、タブノキ、ヤブニッケイ、ヒメユズリハなどの優占が見られ、今後、放置すれば、タブノキを主とした林分に推移して行くと考えられる。

ライン調査を行った結果、83科 259種の植物が確認され、熊本県南部の里山に見られる種が多く確認されたほか、ハマセンダン、ハスノハカズラ、ハマヒサカキなど海浜性、暖地性の植物も確認され、人為的影響を受けているものの多様性に富んだ植生を呈する地域と考えられる。

5. 今後の課題

本調査地の植生は、熊本県南部に見られる代表的な植物群落であり植物学的、景観上重要であるばかりでなく、本地域が急傾斜地であることから土砂流出等の防災機能上重要な緑地であると考えられる。

さらに調査地内には、スダジイの大木やイロハモミジ、クスノキ樹木も点在しており、今後、これらの樹木の精密調査が必要である。また、椎葉、江上ら(1994)によれば、今回確認できなかった熊本県のレッドデータ植物に上げられているエビネの自生も報告されており、さらに詳細な調査を行う必要がある。

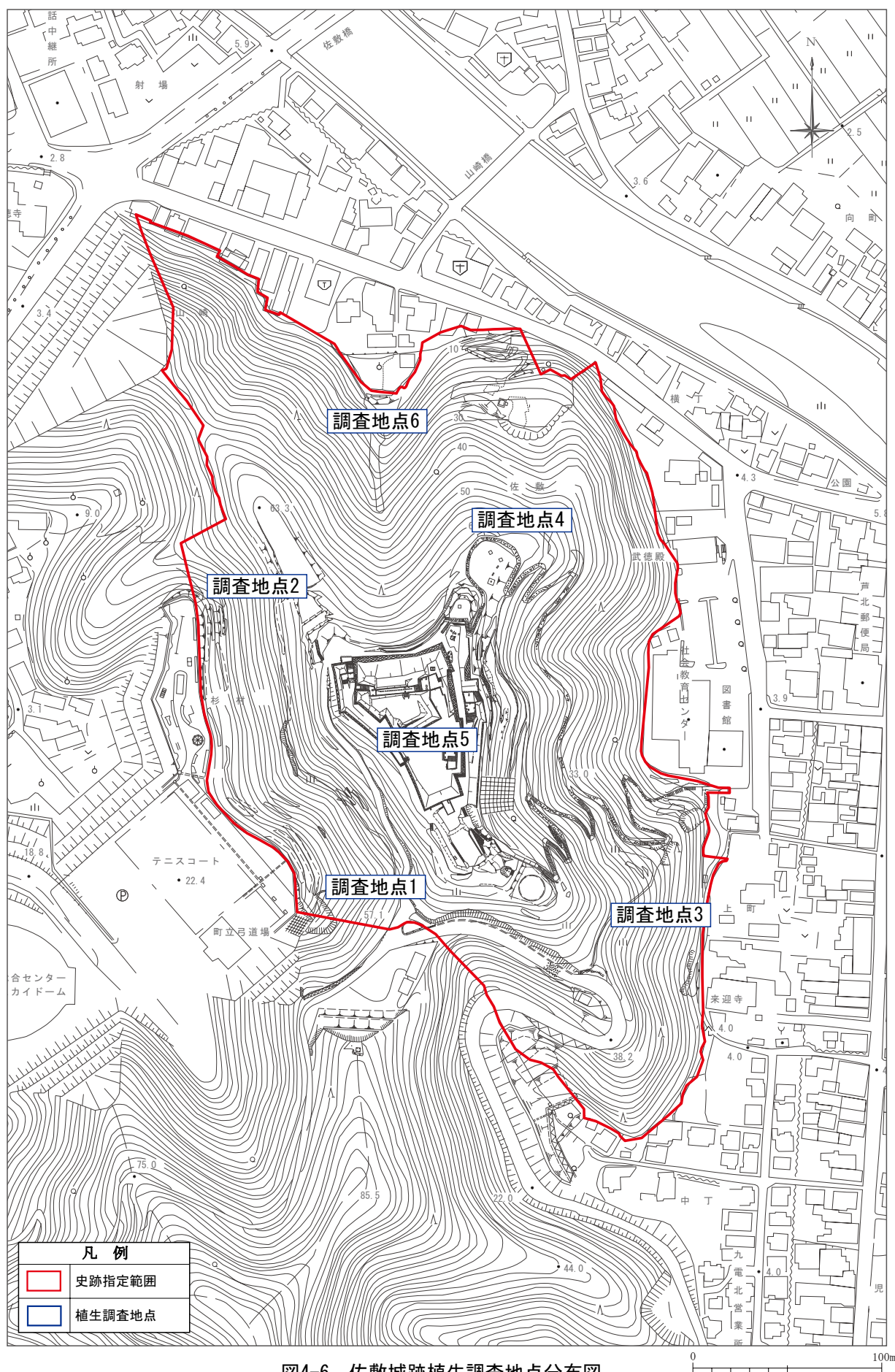


図4-6 佐敷城跡植生調査地点分布図

ロ. 鳥獣類

市街地の丘陵的な史跡佐敷城跡一帯には、主に山野の野鳥が観察される。スギ・ヒノキ・ソメイヨシノ・シバの人工林とシイ・カシ・タケ等の自然林が混在する里山植生の限られた鳥種が生息する。留鳥のハシブトカラス・ハシボソカラス・ウグイス・ホオジロ・キジバト・ヒヨドリ・カワラヒワ・ムクドリ等は常時観察できる。近年は外来鳥のソウシチョウの増加により、生態系への影響も懸念されている。佐敷城跡南側のアオゲラの鳴く山道を進むとコゲラ・メジロに混じって、エナガ・ヤマガラのカラ類が木々を移り飛ぶ姿に出会う。また、眼下の町並みと佐敷川河口上空を飛翔するトビ・アオサギ・カルガモ・ウミネコ等と猛禽類のミサゴ等も時折、見ることができる。

桜ほころぶ春を迎える頃にはツバメ・イワツバメが渡来し、初夏にはホトトギスの声と近年減少傾向のアオバズクの夜鳴きも聞こえてくる。初秋になればモズが鳴き出し、東南アジア方面に越冬するコサメビタキ・エゾビタキが小枝に止まり、運がよければサシバの渡りも確認することもある。晩秋には、ジョウビタキ・ハクセキレイ・シロハラ・アオジ等の山野の冬鳥達が勢揃いし、比較的暖かいこの地で冬を過ごす。佐敷川下流域は、ミヤマガラス・チョウゲンボウ・ヒドリガモ・オカヨシガモ・セグロカモメ・ユリカモメ等もシベリア方面の北の地から渡来し、春まで水辺に群れて町民へ癒しの場を提供する。

住宅地を含めた城跡周辺に観察できる鳥種は、33 科 78 種。(内、留鳥 37 種・夏鳥 11 種・冬鳥 23 種・旅鳥 7 種)。城跡地のみは 46 種。繁殖可能な野鳥は、メジロ・ホオジロ・ヒヨドリ・シジュウカラ・スズメ・ムクドリ・ハシブトカラス・トビ・ツバメ・キジバト等。渡りの時季に一時立ち寄る希少野鳥を除き、絶滅危惧種の野鳥確認は無い、一般的野鳥の身近で良好な生息地である。



エゾビタキ



ジョウビタキ

なお、獣類についての詳細な調査を行っていないが、三の丸等でイノシシが地面を掘り返した痕跡が多数確認されており、史跡指定地内を含めて周辺に生息しているものと考えられる。

⑤佐敷城跡の地形・地質状況

イ. 地形の概要

史跡佐敷城跡は、東方向から流れる佐敷川が大きく北側に蛇行している部分の南側の丘陵地の南－北方向に細長く伸びる尾根の北端部の頂（城山：標高 84.5m）に位置する。城跡の周辺斜面は、勾配 40～50° の斜面が高さ 40m以上連続しており、部分的に切土法面となっている（平成 8 年度佐敷城跡整備工事実施設計業務委託地質調査報告書断面図より）。斜面には直線的な小谷が幾筋もみられる。

なお、西側斜面中腹部は造成されて芦北町民総合センター（しろやまスカイドーム）が建設されている。城跡から城山スカイドーム敷地との間は、傾斜が急な自然斜面が連続している。

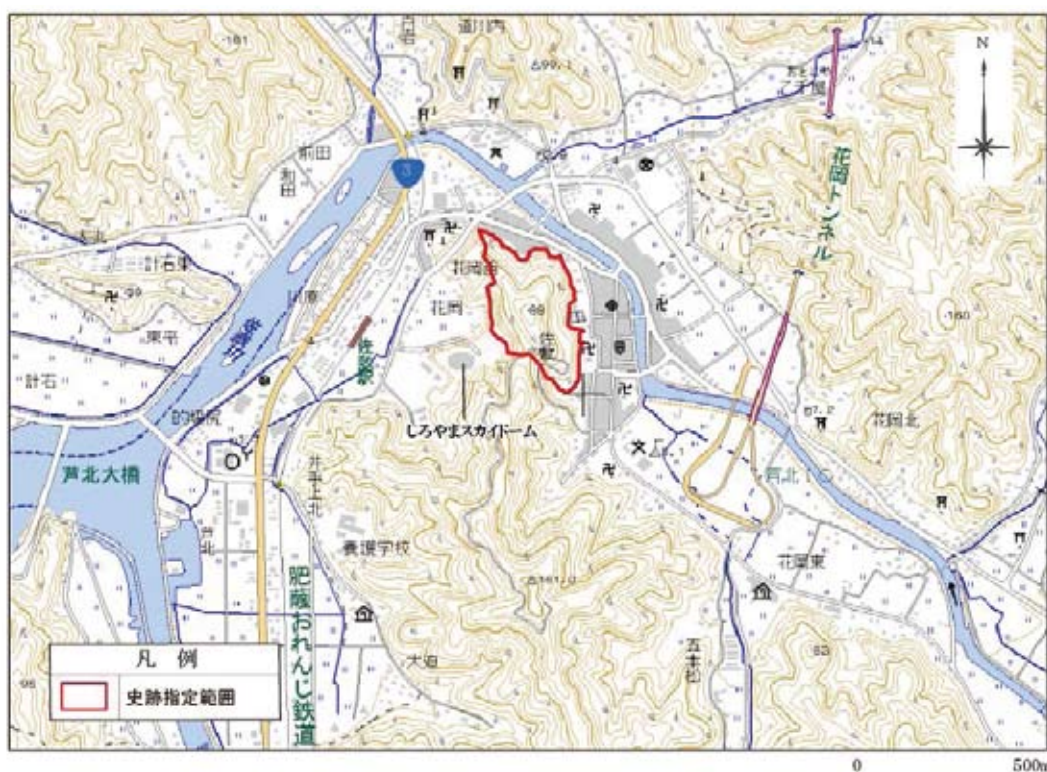


図 4-7 佐敷城跡位置図

ロ. 地質の概要

丘陵地を構成する地質は、中生代ジュラ紀の堆積岩である泥質岩主体層の与奈具層（slp）と砂岩主体層の吉尾層（ssp）などである（図 4-7）。佐敷城跡の位置する部分には与奈具層（slp）が分布している。層理面の一般的な走向・傾斜は、N60° E・65° NW 程度であり、丘陵地北西側斜面（佐敷駅・しろやまドーム側）は流れ盤斜面になっている。

与奈具層（slp）は、東北東－西南西方向に幅 4～5km で帯状に分布している。本層は、主に礫質の泥質岩からなり、チャート・酸性凝灰岩・珪質泥岩を伴い、層理や節理などの割れ目が発達している。



図 4-8 佐敷城跡一帯の地質図（表層地質図「佐敷・大口」、同「水俣・出水」、熊本
県 S61～63 より抜粋作成）

ハ. 佐敷城跡一帯の地質状況

既存のボーリング調査によると、城跡下方斜面を構成するのは割れ目の多い風化泥質岩（前出地質調査報告書では粘板岩）であり、表面を厚さ 0.5～1 m 程度の表土が覆っている。なお、風化泥質岩は概ね軟岩（CL 級岩）であるが、表層部の厚さ 1 m 程度は強風化して礫状を呈し、N 値 10～20 とやや軟質になっている。また、これ以深の泥質岩には所々割れ目密集部（礫状に破碎された部分）では N 値 15 程度とやや軟質な状態であるが、層厚は 2m 程度と比較的薄い。

二. 地質上の問題点と対策

史跡佐敷城跡の周辺斜面には、表土（厚さ 1m）の下には層理や節理などの割れ目の多い風化泥質岩（与奈具層）が分布しており、概ね CL 級（軟岩 I）程度の安定した岩盤であり、大規模な崩落は発生しにくい状況である。ただし、岩盤の表層部 1 m 程度は風化が進んで礫状を呈して N 値 10～20 程度と軟質化（土砂化）していることから、大量の雨水が斜面を流下した場合は、斜面勾配が急な部分では、表土と強風化泥質岩（合計層厚 1～2 m 程度）の表層崩壊発生が懸念される。なお、現時点でも規模は小さいものの表層崩壊地（平成 24 年 7 月発生）や崩壊跡地がみられる。

このような表層崩壊防止対策としては、史跡佐敷城跡の位置する丘陵頂部平坦面に降った雨水が下方斜面に直接流入しないような地表面の排水対策工（斜面肩部沿いへの側溝や流末処理工など）の設置が必要である。また、すでに表層崩壊した斜面（新しい崩壊地や崩壊跡地）へは、崩壊の拡大防止や斜面の侵食防止を目的としたのり面保護工（法枠工や岩盤緑化工など）の施工が望まれる。



佐敷城跡周辺航空写真



佐敷城跡での表層崩壊発生状況（平成 24 年 7 月発生）

⑥各種開発計画等

◆城山配水池移設計画

芦北町水道ビジョン（平成 23 年 3 月制定）では、配水池本体の法定耐用年数を過ぎ老朽化が進んでいる施設や、建設当時と基準等が異なり配水池貯水量が容量不足の施設について、新たな配水地の建設、増設、更新等の検討を行うとしている。

現在、史跡指定範囲内、佐敷城跡南出丸に位置する城山配水池は、容量不足が指摘されており、平成 23・24 年度に史跡指定範囲外に新規に移設し、既存タンク施設

は平成 25 年度に撤去する計画である。

◆芦北町社会教育センター改修事業

熊本県が策定した第五次水俣・芦北地域振興計画（計画期間：平成 23～27 年度）では、教育・スポーツ・文化の振興の主要施策として芦北町社会教育センター改修事業が掲げられている。

芦北町社会教育センターは、昭和 52 年に図書館と中央公民館を統合した社会教育施設として建設され、芦北町民の生涯学習の中核施設として多くの人たちに利用されている。

しかし、建築後 30 年以上が経過し、老朽化に伴う雨漏りや外壁補修等、修繕工事の増加や利用者の増大により町民の利便性が損なわれている。また、併設する図書館においては電算システム導入に伴い、効率的な事業運営とより快適な空間スペースでの読書活動が要望されている。

平成 22～26 年度を事業期間として、地域に密着した文化施設の拠点として整備を行うことにより、生涯学習の場の充実と活動の活発化を図るものであるが、本保存管理計画策定に伴い事業内容を再検討している。

